

(別 冊)

素 案

答 申 書

農業集落排水使用料について

令和4年10月

八代市農業集落排水処理施設事業審議会

農業集落排水処理施設事業（以下、「農集事業」という。）は、事業実施区域住民が衛生的な生活を送るためには欠くことのできない事業であり、トイレの水洗化等による生活環境の改善、周辺住環境の向上、氷川を中心とした公共用水域の水質保全など広範な機能を有しています。

また、農集事業は、公共性と健全性に基づく経営が求められ、農業集落排水使用料の設定については、「独立採算性」の原則により、本来使用料で賄うべき経費（維持管理費及び資本費）は、全額使用料で賄うという基本ルールを念頭に行う必要があります。

現在、本市の農業集落排水使用料は、本来使用料で賄うべき経費に対し、使用料収入が不足しているため、その補てんを一般会計からの基準外繰入金と資本費平準化債により賄っています。

特に一般会計からの基準外繰入金は、税の公平性の観点から解消する必要がありますが、利用者の負担を急激に増大させないように、目標年度を定めて段階的に改定していくことが望まれます。

今回、使用料回収率を100%とするという考え方を踏まえて審議したところ、令和5年度からの4年間は、諮問のとおり、現行と比べて平均改定率6.8%にすべきとの考えに至りました。

以上のことから、当審議会は、市長からの「農業集落排水使用料について」の諮問について、慎重に審議を重ねた結果、次のとおり結論を得ましたので答申します。

なお、農集事業の健全な経営に向けて、4項目の付帯意見を申し添えます。

1. 答申内容

(1) 令和5年度から8年度の4年間の平均で、使用料回収率を100%にするために、今回の平均改定率6.8%の使用料改定は妥当である。

(2) 使用料について、下表の「改定後」のとおり改正する。

【農業集落排水使用料の単価表】

(消費税抜き)

区 分	農業集落排水使用料 (円)			改定率 (%)
	現 行	改定後	増加額	
基本料金 (1件当たり)	2,219	2,369	150	6.8
世帯員割額 (事務所等の従業員を含む)	739	789	50	6.8
業務料金 (店舗面積及び人員により加算)	1,479	1,579	100	6.8
その他の料金 (学校・保育園等)	440	469	29	6.8

2. 農業集落排水使用料の改定時期

令和5年4月使用分から適用とする。

3. 審議期日及び内容

令和 4年 9月 5日 (月) 農集使用料について (諮問)

令和 4年 9月 12日 (月) 農集使用料について

令和 4年 9月 21日 (水) 農集使用料について

令和 4年 9月 30日 (金) 農集使用料について (答申)

4. 付帯意見

- (1) 今回の使用料改定を農業集落排水使用者に対し周知する際には、使用者にとってわかりやすい事前周知を心がけること。
- (2) 今後も事業として継続できるよう、管理委託業者と協議・連携し、維持管理経費の削減に努めること。
- (3) 今後も戸別訪問や広報等により、水洗化率の向上に積極的に取り組むこと。
- (4) 収納率の向上のために、使用料の滞納者については、滞納なく支払っている世帯との不公平感をなくすよう戸別訪問などを行い、滞納業務の強化を今後も継続して行うこと。